

第5回小金井市市民協働のあり方等検討委員会次第

- 1 日 時 平成23年4月22日（金）午後6時30分～8時30分
- 2 場 所 市役所第5会議室（西庁舎2階）
- 3 議 題
 - （1）協働の定義
 - （2）協働の意義
 - （3）協働の原則
 - （4）協働を推進するための仕組み
 - （5）その他
- 4 提出資料
 - （1）第4回検討委員会（3月2日）における主な発言要旨
 - （2）第5回検討委員会検討資料
 - （3）小金井市市民参加条例（抜粋）
 - （4）平成22年度小金井市市民協働支援センター準備室の活動等

第4回検討委員会（3月2日）における主な発言要旨（発言順）

- 1 協働の定義について、武蔵野市と西東京市を比較してもそれほど大きな違いはない。基本的には、横浜コード（注 協働の6原則：①対等の原則 ②自主性尊重の原則 ③自立化の原則 ④相互理解の原則 ⑤目的共有の原則 ⑥公開の原則）が基本となっている。
- 2 西東京市の「協働に当たっての基本方針」の4に、「相互理解の促進」として職員研修の充実等を掲げている。また、5に「協働事業の評価システムの構築」を掲げている。これらは小金井でやろうとしていることと共通であり、今後どう具体化していくかが課題である。
- 3 協働相手のNPO等にどのようにして力をつけていくかが重要である。なかなか自治体レベルではできなかったことが、今回の国の取り組み（NPO等への支援策）によって前進することが期待できる。
- 4 資料の「NPOのこと 協働編」の29ページに、「地域の社会サービスの供給における市民団体と自治体の役割分担の諸領域」の図がある。山岡理論と言われ、この世界では有名な区分の方法とのことだ。90：10や逆に10：90であっても、行政側と市民団体側から見たとき両方とも協働という概念に入っている。つまり、両方で話し合い、助け合えば、よりよい公共サービスができる領域である。定義とか意義を整理する際に、この図を役立てていけないかと思う。
- 5 この図は、もともと行政がやらなければならないものは行政が責任をもってやりなさい、市民側も行政に頼らず自分でやれるものは自立してやりましょう、ということである。また、何らかの形で手を組んだ方がより効果があるという部分については、一緒に手を組もう—それが協働だという言い方である。ただ手の組み方の度合いがそれぞれ違うということである。現行の制度でいえば、委託は行政が主導権をもっている。それに対して、補助金は奨励補助なので、主導権はどちらかということ市民側にある。これとは別に、行政側も市民側も五分の力を出してやることによって事業がうまくいくのがたくさんある。この部分を負担金という言い方をしている。
- 6 協働の対象とする「公共性」とは一体何かが重要である。少子高齢化の中で行政だけでは担いきれなくなってきた。量的にも質的にもニーズに応じて

いくために、協働の考え方を取り入れざるを得ないということである。「公共性」の中身を抽象的な範囲にとどめずに議論した方がよい。

- 7 行政が、協働という名で効率性、安上がり行政を求めるのは危険だ。結果としてそうなるのは構わないが、安くやってくれればどんどん委託してしまうのでは、協働とは言わない。
- 8 委託という形で、このとおりにやってほしいと下請け化しているのが今の流れになっている。協働の目的は何か、協働の範囲をどうするか、公共性とは何かなどを整理する必要がある。
- 9 行政は市民全体に対して公平にサービスを提供しなければならないのに対して、市民団体はそれぞれのミッション従って活動し、サービスの受け手が公平でなくてもよい。それぞれの市民団体のミッションをどのように公共の中に取り込んでいけばよいかが大変だ。そのようなNPOが増えていくような支援を考えていくべきだ。
- 10 行政、市民団体が持つ特性を尊重しながら、うまく融合させて助け合いながら地域の問題を解決していくことである。これは対等性の意味もある。
- 11 協働の相手が持っているスキルとか考え方をどう取り入れ、どう生かしていくかが大切だ。それなしにただ委託というのは、安上りの方向にしかいかない。
- 12 行政と1つのNPO等だけではなく、行政と複数の協働相手をもつことも、協働のメリットを大きくしていけると思う。
- 13 1対1だけでなく、1対複数、複数対複数、しかも行政だけでなく企業や別の法人を含めて手を組むというやり方がある。
- 14 大学や研究機関等も含めて、多様な担い手を考えていくべきだ。
- 15 公共は全部行政が担ってきたという言い方をされるが、そうではない。市民側も、自分たちの利益のためだけではなく、地域の多様な人たちのための活動を従来からやってきている。このような団体と行政が組んでやるのが、一つの公共性だということである。これに対して、行政だけではできない、

市民が加わって下さいということを、「新たな公共」と言い始めている。

- 1 6 議会の現状を見てその限界をカバーする意味もあり、協働の範囲を決める第三者委員会などを各地方自治体レベルで作らないと、協働の実が上がらないと思う。その第三者性を担保する意味で、直接民主主義的なやり方も一つの方法である。
- 1 7 参加と協働とよく言われるが、協働の中に参加が存在するとも思えるし、参加していく中で、協働に発展していく場面もあるかもしれない。協働に発展していかない参加もあるかもしれない。この辺の整理もした方がよいと思う。
- 1 8 地方自治体に協働のアンケートをとると、市報に載せてあげている、会場をとってあげている、公園名義を貸してあげているというのもすべて協働に入れている。これらは支援にすぎない。協働というのは、対等な形で何かをやるということだ。
- 1 9 中間支援組織にもっと力を与えて、行政に働きかける仕組みを作らないと、協働は発展しない。
- 2 0 行政と市民団体との温度差があるのは、悪いことだけとは思わない。むしろ積み上がった市民団体のスキルをうまく利用してもらいたい。
- 2 1 市民側の思いが膨らみすぎて行政側に伝わらないから、そこに翻訳する仕組みが必要だということだと思う。その一方で、行政は市民と何かをやるそれが協働だと思っている。
- 2 2 中間支援組織にどのような機能を持たせるかは、後で十分議論しなければならない。いずれにしても、協働を進めていくのは第三者的な役割を担う仕掛けが必要だ。
- 2 3 協働の種はまかれている。全体を調整する何らかの組織が必要だ。
- 2 4 なぜ協働事業が難しいかを考えると、人・物・金の問題がある。儲かる事業を含めた形でやっていけるような具体的な手段が必要かと思う。

- 2 5 公共性のある活動は、収益が上がらないのが圧倒的に多い。不特定多数の地域の人たちのためにやる活動をどうサポートできるかということである。
- 2 6 行政と市民団体との間に信頼関係がないと、行政にとってはどうしても要求型にしか見えなくなってくるとのことだ。
- 2 7 協働事業をする中で、相互理解するための十分な話し合いの場をどう担保できるかが大切だ。
- 2 8 市民の持っている言語と行政の持っている言語は全く違う。委託事業を実施していく中で、同じことを行政側と市民団体側で全く違う方向から見ていると思うことも結構ある。時間をかけてすり合わせをしていくことが必要だ。
- 2 9 時間がかかるかもしれないが、相互理解をしていくためのルールが保障されないと協働にはならない。
- 3 0 行政改革が前面に出てしまうと、うまくいかない。協働が進むと市民が担う部分が増え、行政がスリム化していくかもしれないが、最初は手間も暇もかけてやる必要がある。
- 3 1 相互理解をするためにどのようにして十分な時間をとるか、対等性をどう担保していくかなど、協働を進めるためのルール作りをする必要がある。また、行政と市民団体との間に入る中間支援組織が必要だ。
- 3 2 行政も公共だが、協働しない市民グループが小さく 1 人のため、2 人のため、あるいは地域のためにやっているのも公共だ。
- 3 3 何らかのルールが無いと、市民が何かをやりたいと言ったとき、行政から「それは公共ではない」とはじかれてしまう。可視化するため文言にする必要がある。
- 3 4 行政内部でも委員会のような組織を立ち上げ、協働を推進するために幅広く議論してもらうことが望ましい。
- 3 5 諮問に応じて、協働の概念を議論して一定の見解をまとめ、職員研修や

事業に反映させるというのが作業の一つである。

- 36 市民から行政に対して協働してこういうものを作りたい、また行政からも市民に対して協働の提案をするという仕組みが必要だ。
- 37 市民協働支援報告書を見てみると、児童館の委託事業を協働ととらえている市民が何人かいる。一方行政は、協働とはとらえていない。市民としては市の事業にかかわっただけでも市政に参加している、協働しているという意識になる。それも大事だと思う。
- 38 それぞれの事業が協働と言えるのか、言えないのかを分析する必要がある。
- 39 いろいろ意見をいただいたが、文言にまとめる必要がある。起草委員会的なものを立ち上げて、文章化するというプロセスをとっていきたい。

発言要旨（1～39）の内容別分類

- 1 協働の定義
- 2 協働に当たっての基本方針
- 3 NPO等への支援
- 4 協働の定義・意義
- 5 協働の定義・意義
- 6 公共性の意味
- 7 協働と行政の効率性（安上がり行政）
- 8 協働の目的、範囲
- 9 サービスの公平性に関する行政と市民団体の違い
- 10 行政、市民団体の特性の尊重
- 11 協働相手のスキルの活用
- 12 複数の協働相手による協働のメリット
- 13 企業や別法人も含めた協働相手
- 14 大学や研究機関も含めた多様な協働相手
- 15 公共の担い手
- 16 協働の範囲を決める第三者委員会の設置
- 17 参加と協働の関係
- 18 協働と支援の違い
- 19 中間支援組織の機能
- 20 行政と市民団体との温度差
- 21 市民側の思いを伝達する仕組み
- 22 協働の調整組織の必要性
- 24 人・物・金の不足をカバーする方法
- 25 公共性のある活動をサポートする方法
- 26 行政と市民団体の信頼関係の重要性
- 27 相互理解するための話し合いの場の担保
- 28 市民と行政の言語の違いをカバーする必要性
- 29 相互理解のためのルール保障
- 30 行政改革と協働の関係
- 31 協働を進めるためのルール作りの必要性
- 32 協働しない市民団体の公共性
- 33 公共の定義の必要性
- 34 行政内部の協働推進組織の必要性
- 35 協働に関する見解の職員研修や事業への反映

- 3 6 協働事業についての市民提案・行政提案の仕組みの必要性
- 3 7 児童館委託事業のとらえ方の違い
- 3 8 協働事業かどうかの各事業の分析の必要性
- 3 9 各意見を文章化するプロセス

第5回検討委員会検討資料

【小金井市協働推進基本指針との関係について】

- 1 小金井市協働推進基本指針（以下「基本指針」という。）は、平成12年3月に策定された「小金井市におけるNPOに関する施策の基本方針」を発展させる形で、平成20年2月に策定された。
- 2 基本指針は、市政への参加と協働の推進を目的にした市民参加条例が平成16年6月に制定され、第3次小金井市基本構想後期基本計画（平成18年度～平成22年度）で「協働のまちづくり」が掲げられたことなどを背景に、策定されたものである。
- 3 基本指針は、ワーキンググループ及び庁内検討委員会による原案を基に、ワークショップ、市民との意見交換会等を経て策定されたものであり、協働を推進するための総合的な市の指針として現に効力を有している。
- 4 そこで、本検討委員会が検討している協働の背景・定義・意義・原則などを答申に盛り込むとすれば、基本指針との関係を整理し、本委員会としての一定の見解を含めて盛り込むことが望ましい。
- 5 「（本答申を受けて）基本指針を発展させる形で、『新たな方針』を策定すべきである」などと踏み込むかどうかは、今後の議論による。

【起草委員会による答申案の起草作業との関係について】

- 1 検討委員会でその都度具体的な答申の案文まで詰めることは困難であり、適当でもない。そこで、検討委員会の議論が一通り終了した後起草委員会（委員5名程度を想定）を設置し、答申案の起草作業を行うことになっている。なお、第3回検討委員会（1月21日）で了承された日程（案）では、9月から来年1月にかけて6回の起草委員会を開催するとしている。
- 2 したがって、検討委員会では各議題について議論の後、一定の方向性を出す程度にとどめるのが適当と思われる。

※ 以下は、正副委員長の意向を受けて、議論の「たたき台」として作成したものである。

1 「新しい公共」とは。

政府の「新しい公共」円卓会議による「新しい公共」宣言（平成22年6月）によると、

『「新しい公共」とは、「支え合いと活気のある社会」を作るための当事者たちの「協働の場」である。そこでは、「国民、市民団体や地域組織」、「企業」、「政府」等が、一定のルールとそれぞれの役割をもって当事者として参加し、協働する。』
としている。

2 なぜ今「協働」なのか。（協働の背景）

- (1) 少子高齢化、経済のグローバル化、環境問題への意識の高まりなど、社会環境が大きく変化している。
- (2) 心の豊かさを重視する成熟社会のなかで、市民の価値観は多様化しており、これまでの画一的な公共サービスだけでは、市民のニーズを満たせない状況になっている。
- (3) 地方自治体では財政難が続いており、市民のニーズを満たすだけの公共サービスを提供できない状況にある。
- (4) 一方で、「自分たちのまちは自分たちの手で」という住民自治意識が高まっており、まちづくりに取り組む市民活動団体等が増えている。

などが挙げられている。

上記のような流れの中で、地域課題やニーズへのきめ細かな対応と、地方自治体の効果的な運営を実現する手法として、「協働」が注目されている。

「なぜ今『協働』なのか」を明文化し認識を共有することにより、市民協働の推進に資するものと思われる。（参考：東京市町村自治調査会「市民活動団体等との協働のススメ」、西東京市「市民活動団体との協働の基本方針」の前文、中央区「地域との協働指針策定委員会中間報告書」）

3 協働を定義付ける意味

- (1) 「協働」という言葉は、最近使われ出したいわば造語であり、その意味も含めて市民生活に定着しているとは言えない。そのため、人によって「協働」の意味やイメージがまちまちであると言える。因みに広辞苑では、国語的な意味としては「協力して働くこと」としている。

- (2) 上記のような事情により、市民活動団体や行政が「協働」の認識をできるだけ共有するため、定義付けをした方が望ましい。
- (3) 小金井市では、現在生きている市民参加条例、第4次基本構想、第3次行財政改革大綱で「協働」を定義付けているが、若干のニュアンスの違いがある。
- (4) 過日実施した市民協働に関する小金井市実態調査では、市民活動団体は協働事業と考えているが、市職員は単なる委託事業ととらえているケース（あるいはその逆のケース）が相当あると思われることが明らかになった。
- (5) 以上を勘案し、市民協働のあり方等について諮問を受けた本検討委員会が一定の定義付けを答申することにより、今後の小金井市における協働の基準となることを期待するものである。

4 協働を定義付けるにあたって議論する事項

- (1) 協働の主体をどのように表現するか。
 - ※ 協働の範囲をどうするかの問題とも関係する。市民活動団体等と市との協働に限定する方法や、「異種・異質の組織が」（日本NPOセンター）として範囲を限定しない方法などがある。
- (2) 協働の原則をどこまで盛り込むか。
- (3) 協働の目的をどのように表現するか。
- (4) 協働の定義に、「公共の利益」や「公共性」などの文言を入れるとすれば、「公共」の意味を吟味することが望ましい。
- (5) 小金井市の公文書で現に生きている協働の定義と、どう関係付けるか。
 - ※ 参考：市民参加条例、第4次基本構想、第3次行財政改革大綱、武蔵野市、調布市、西東京市（これらのうちの一つを「たたき台」に、議論を進める方法もある。） なお、基本指針では、「協働」の定義付けはしていない。

5 協働の意義（又は効果）について

- (1) 協働の意義（又は効果）を明記することにより、市民活動団体及び市に共通の認識が生まれ、市民協働の推進に一定の効果が期待できる。
- (2) 協働の意義（又は効果）については、一般的に示している例と、効果が及ぶ客体ごとに分けて示している例がある。
 - ア 一般的に示している例：武蔵野市、東京市町村自治調査会、
 - イ 効果が及ぶ客体ごとに分けて示している例：中央区、仙台市
- (3) 協働の意義（又は効果）を一般的に示すか、効果が及ぶ客体ごとに示

すかを議論したうえで、一つの市を例をたたき台にして検討してはどうか。

6 協働の原則（又はルール）について

(1) 協働の原則（ルール）を明示することにより、次のような効果が期待できる。

ア 市民協働に関する施策の策定にあたって、協働の原則を順守しようとする意識が働き、具体的な施策をこの原則と照らし合わせようとする（この原則に違反していないか確認しようとする）行動につながる。これについては、協働事業に係る契約等の場面で顕著に表れる。

イ 市民活動団体等と市の双方が順守すべき事項であるため、協働事業をより効果的に実施できるようになる。

ウ 市職員の意識改革につながる。

エ 市民活動団体等の健全な育成につながる。

(2) 横浜市は平成9年、全国に先駆けて「横浜コード」（協働の6原則：①対等の原則 ②自主性尊重の原則 ③自立化の原則 ④相互理解の原則 ⑤目的共有の原則 ⑥公開の原則）を策定した。

当時、横浜市市民活動推進検討委員会の座長として「横浜コード」策定の中心的な役割を担った堀田力氏（さわやか福祉財団理事長）は、①、②、④、⑤は協働から当然生まれる原則（①、②は絶対の原則、④、⑤は当たり前原則）、③は協働の本質ではなく政策的に定めた原則、⑥は協働事業の顧客が一般市民であることから生まれた原則、としている。

また、「横浜コード」策定の目的の一つは、憲法第89条（公の財産の支出利用の制限）問題をクリアするためとされている。

(3) 各市で策定している「協働の原則」の多くは、「横浜コード」が基本になっていると思われる。

(4) 基本指針では、協働の原則として次の4項目を掲げ、それぞれ説明を加えている。

- ① 対等性・自主性の尊重
- ② 相互理解
- ③ 役割分担・責任の明確化
- ④ 目的・目標の共有化

(5) 本検討委員会では、基本指針に掲げられている協働の原則について検討し、必要に応じて修正することでどうか。

7 市民協働を推進する仕組みについて

(1) 市民、市民活動団体代表、学識経験者などで構成する市民協働推進組織の必要性

ア 本検討委員会の答申の内容を市に実施してもらうため、常設の機関として市民、市民活動団体代表、学識経験者などで構成する市民協働推進組織が必要である。この組織に、協働事業の選定や評価を担当してもらうことも考えられる。

イ 現在、市民参加条例に基づき常設の市民参加推進会議が設置され、「市民参加と協働を推進するため」様々な議論・検討を行っている。(担当：企画財政部企画政策課)(市民参加条例第26条、第27条参照)

ウ 市民参加条例上は、アの業務についても第1義的には既存の市民参加推進会議の所管であると言える。

エ 以上を勘案のうえ、市民協働推進組織のあり方について、行政組織上の問題も含めて検討する必要がある。

(2) 市民協働を推進するための行政組織の整備

ア 専担課の整備及び専担職員の配置

イ 庁内の横断的な市民協働推進組織の整備

(3) 市民協働推進のための条例の整備

8 協働事業を推進するための方策について

(1) 協働事業提案制度の創設(市民提案型協働事業、行政提案型協働事業)

(2) 市が単独で実施している事業の一部を協働事業とするための方策

※ なお、市民協働に関する小金井市実態調査報告書の「まとめ」(抜粋)では、次のように述べている。

「現在市が単独で実施している事業にも、協働事業として実施した方が効果的だと思われる事業もあることが分かった。」

「協働事業にふさわしい事業には今後積極的に市民協働の手法を取り入れることにより、市政のさらなる充実を望むものである。」

(3) 協働事業の評価制度の構築

9 協働事業における契約のあり方について

(1) 協働契約書・合意書・役割分担表の検討

(2) 協働契約書に至る経過措置として、協定書(役割分担表付き)の採用

10 市民活動団体等を育成するための方策について((仮称)市民協働支援センターの機能と重複する部分あり)

- (1) 補助金・助成金などの財政支援（基金の創設を含む）
- (2) 活動場所の提供
- (3) 市民活動のための相談窓口設置
- (4) 市民活動の運営に関する研修等の実施
- (5) I Tなどの技術支援
- (6) 専門家の派遣
- (7) 情報誌の発行

1 1 市民協働を推進するための環境整備について

- (1) 市職員の協働意識の向上
- (2) 市民、市民活動団体等の協働意識の向上
- (3) 市民協働の担い手等の人材発掘・育成
- (4) 市民活動団体等一覧の編集・I T化

平成22年度小金井市市民協働支援センター準備室の活動等

1 小金井市市民協働支援センター準備室（以下「準備室」という。）の主な業務

準備室には2名の市民協働推進員を配置し、主に次のような業務を行っている。

- (1) 市民活動・市民協働についての相談
- (2) 市民活動・市民協働についての情報の収集・発信
- (3) 市民活動団体等と行政の間や市民活動団体相互間の協働のコーディネート
- (4) 市民協働事業等への参加・協力
- (5) 小金井市市民協働のあり方等検討委員会の事務局補助業務 など

2 開所日時

- ▽ 月・水・金・土曜日午前9時～午後4時30分（午後0時～1時を除く）
- ▽ 木曜日午前9時～12時
（祝・休日、年末年始を除く）

3 平成22年度準備室の活動等

準備室では、平成22年度は主に次のような活動等を行った。

(1) 相談業務

平成22年度は76件(累計)の相談を受けた。内容（性質別）は次のとおりである。

- ア 市との協働事業等について 26件
- イ 各種市民活動について 21件
- ウ NPO法人の設立等について 14件
- エ 助成金について 13件
- オ 事業の進め方等について 2件

相談を受けた場合、概ね次のように対応している。

- ア 市への要望等は、担当課長等に伝え、善処方を要請している。
- イ 市と協働事業を実施したいとの相談を受けた場合は、相談者と市の担当部課長等との話し合いの場の設定を含めて対応している。
- ウ NPO法人の設立等の相談を受けた場合は、設立の要件や諸手続き、設立した場合のメリット・デメリット等について説明し、資料を提供したり要望に沿った支援をしている。

エ 助成金の相談を受けた場合は、できるだけ要望に沿った助成金を紹介し、申請書の書き方等も支援している。

なお、平成22年3月、相談者のプライバシーを保護するため、社会福祉協議会の予算により福祉会館2階に相談室（約8平方メートル）を整備していただいた。

(2) 小金井市市民協働のあり方等検討委員会の事務局補助業務

小金井市の委託を受けて、小金井市市民協働のあり方等検討委員会（以下「検討委員会」という。）の事務局補助業務を行っている。（小金井市市民協働のあり方等検討委員会設置要綱第12条）

検討委員会では、市民協働に関する小金井市実態調査小委員会（以下「小委員会」という。）を設置し、小金井市の全課（52課）を対象に市民協働に関するアンケート調査を実施した。（8月～9月）その調査結果を基に、市民協働に関係の深い15課を対象にヒアリング調査を実施した。（10月～11月）準備室は、この調査報告書の作成補助業務を行った。調査報告書は、1月21日の第3回検討委員会です承された。

なお、現在までの検討委員会・小委員会の開催状況は、次のとおりである。

- ア 第1回検討委員会（7月1日）
- イ 第1回小委員会（7月1日）
- ウ 第2回小委員会（7月23日）
- エ 第2回検討委員会（8月11日）
- オ 第3回小委員会（10月6日）
- カ 第4回小委員会（10月20日・ヒアリング）
- キ 第5回小委員会（10月27日・ヒアリング）
- ク 第6回小委員会（11月5日・ヒアリング）
- ケ 第7回小委員会（11月12日・ヒアリング）
- コ 第8回小委員会（11月19日・ヒアリング）
- サ 第9回小委員会（11月26日）
- シ 第10回小委員会（12月27日）
- ス 第11回小委員会（1月14日）
- セ 第3回検討委員会（1月21日）
- ソ 第4回検討委員会（3月2日）

(3) 先進市の市民協働支援センター等の視察

先進市の市民協働支援センター等の現状や課題を把握するため、次の

とおりに視察した。

ア 相模原市市民協働推進課、相模原市市民活動サポートセンター（5月26日）

イ 小平市民活動支援センター（6月4日）

なお、6月2日には、狛江市職員（企画財政部政策室協働調整担当）による当準備室の視察を受けた。（狛江市は、平成26年度に狛江駅前にセンターを開設する予定とのことである）

（4）市民活動団体等の訪問調査

市民活動団体等の現状や課題、市民協働についての行政への要望、準備室（将来の（仮称）市民協働支援センターを含む）への要望等を把握するため、次のとおり訪問調査を行った。

ア 特定非営利活動法人ハンディサポート“こがねい”（4月28日）

イ 特定非営利活動法人遊び・文化NPO小金井こども劇場（6月9日）

ウ NPO法人東京学芸大こども未来研究所（8月4日）

（5）市民協働に関係する各種会合、行事等に参加・協力

市民協働に関係する各種会合、行事等に参加・協力し、準備室をPRするとともに、市民活動団体等の実態の把握等に努めている。

ア NPO法人連絡会（4月12日・6月21日・8月9日・10月18日、12月13日・2月21日）

イ 福祉会館まつり（4月17日・4月18日）

ウ 福祉NPO法人連絡会（5月17日・7月22日・9月24日・1月21日）

エ 小金井ボランティア・市民活動センター運営委員会（6月24日・11月4日・3月8日）

オ こがねい市民活動まつり実行委員会（7月9日・7月26日・8月27日・9月27日・10月20日（参加団体説明会）・10月25）
・こがねい市民活動まつり（11月27日）・反省会（12月17日）

カ 市民参加推進会議（7月30日）

※ 市民参加推進会議は、小金井市市民参加条例により設置されている常設の附属機関である。この会議への出席を求められ、小金井市市民協働支援センターの活動状況等について説明し、市民協働に関連する動向等について質疑を受けた。

キ 小金井の市民、農商学連携交流サロン（8月28日）

ク 協働推進ワークショップ（9月24日・10月8日・11月13日・12月4日・1月17日・1月21日・2月19日・2月25日・3

月 5 日)

ケ 「地域・大学で支える学び・子育て」(11月6日)

コ 小金井パレット(12月5日)

サ 地域参加講座「出会いの集い」(1月29日)

(6) 「こがねい市民活動まつり 2010」を共催

「こがねい市民活動まつり 2010(11月27日実施)」を、小金井ボランティア・市民活動センター、小金井市などとともに共催した。(入場者 約600人)

(7) 主な広報活動

ア 市報(4月1日号、5月1日号)に掲載。

イ ブログに掲載。

ブログで準備室の活動をリアルタイムで紹介している。(小金井市ホームページとリンクしている)

※ 週1回～隔週1回程度更新。

ウ 「ぼらんていあ こがねい」に掲載。

平成22年4月号から毎号に準備室コーナーを設け、活動状況等掲載している。

エ 「社協のしおり(平成22年度版)」に掲載。

オ 「福祉こがねい(8月1日号)」に掲載。

(8) 資料収集

先進市の市民協働支援センター等の視察や市民活動団体等の訪問調査等を通じて、関連資料(書籍を含む)を収集している。また、市役所関係課の市民協働に関する資料収集に努めている。

(9) 関係法令、関連資料の読み込み、学習。

相談業務に備えるとともに、市民協働に関する法令や市民協働の現状、問題点等を把握するため、関係法令、関連資料の読み込み、学習をしている。

(10) 平成22年度市民協働支援調査(NPO法人ひ・ろ・こらぼが小金井市から受託)に協力。(協働推進ワークショップ等)

(11) 各種研修会等に参加(計23回)